

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（章名を含む。以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第1章～第6章 略]</p> <p><u>第7章 電子署名の実施及び電子証明書の管理（第35条）</u></p> <p><u>第8章 雜則（第36条～第38条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第7章 電子署名の実施及び電子証明書の管理（電子署名の実施及び電子証明書の管理）</u></p> <p><u>第35条 本市の機関（消防長を除く。）は、市規則等で電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の実施及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 本市の機関は、前項の市規則等の定める</u></p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第6章 同左]</p> <p><u>第7章 雜則（第35条～第37条）</u></p> <p>附則</p> <p>[新設]</p>

ところにより、適正な電子署名の実施及び  
電子証明書の管理をしなければならない。

第8章 雜則

第36条～第38条 [略]

第7章 雜則

第35条～第37条 [同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線  
は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山 英幸

#### 説 明

電子署名の実施及び電子証明書の管理に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。